

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

四国（香川）厚生年金 事案 1256（香川厚生年金事案 997 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 22 日から 11 年 8 月 25 日まで
申立期間において、A社に在籍し、厚生年金保険に加入していたことは事実なので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、平成 11 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の申立期間における在籍状況や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 申立期間当時、同社における社会保険の業務を受託していた社会保険労務士事務所は、「同社の社会保険に関する書類は保管されていない。」と回答していること、iii) 雇用保険の被保険者記録から、申立期間のうち、9 年 8 月 4 日から 11 年 5 月 31 日までの期間について、再度、申立人は同社に勤務（在籍）していたことが認められるものの、一方で、申立人の同社に係る最初の離職日は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する 8 年 2 月 21 日となっていることが確認できる上、同年 3 月 28 日から 9 年 1 月 20 日までの期間及び 11 年 6 月 30 日から 12 年 9 月 28 日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できること、iv) 10 年 11 月 18 日の労災事故以降の給与について、申立人は、「同社に勤務できない間の生活補償として、同社から給与の代わりに生活費が支給されていたが、当該生活費から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している上、前述のとおり、同社の事業主及び役員は既に死亡していることから、当該期間の厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができないこと、v) オンライン記録により、申立人は申立期間において国民年金

に加入し、当該期間について、申請免除及び法定免除されていることが確認できるほか、B市の回答から申立期間の大半の期間において国民健康保険に加入していることが確認できることなどから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、24年12月19日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間において、A社に在籍しており、間違いなく厚生年金保険に加入していた。このことについては、同社と一緒に仕事をしていた2事業所の各事業主又はA社の社会保険関係の手続をしていた社会保険労務士が証言してくれる。」旨主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた2事業所の各事業主について、一人は既に死亡しており、もう一人は、「申立人のことは知っているが、一緒に仕事をした期間は覚えていない。A社の事業主から、同社の厚生年金保険の取扱いや申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかといった話は聞いたことがない。」と回答しているため、申立人の申立期間における在籍状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、A社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士として、前回申立時の調査において確認された社会保険労務士とは別人の姓及び住所を挙げているものの、申立人の主張に該当する可能性がある二人の社会保険労務士は、いずれも「同社の社会保険業務を受託したことは無い。」と供述している。

このほか、年金記録確認香川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1257

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間（船員保険被保険者記録の有る期間を除く。）について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで
② 昭和46年9月から47年2月まで

昭和40年8月から41年3月までの期間において、A社又はB社の所有する船舶でC職として乗船勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る船員保険被保険者記録が無い。

また、昭和46年9月から47年2月までの期間において、D社の所有する船舶で乗船勤務していたにもかかわらず、一部が別の事業所における船員保険被保険者記録とされているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者記号払出簿（船舶所有者名簿）並びにA社及びB社に係る船員保険被保険者名簿により、A社は昭和42年6月1日に、B社は43年10月10日にそれぞれ船員保険の適用を受けていることが確認でき、両社は、申立期間①当時、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社及びB社は、「申立期間①当時の資料は無く、申立人が勤務していたか否かは不明である。」旨、それぞれ回答している上、両社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間①当時、両社の役員であったことが確認できる者は、死亡又は連絡先不明により供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「A社又はB社の所有する船舶に乗船勤務していた当時の同僚のうち、船長の姓しか覚えていない。」と供述しており、当該同僚を特定することができず、供述を得ることができない。

申立期間②について、D社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間

②当時、同社において船員保険の被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が判明した同僚9人に照会し6人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び保険料控除を裏付ける供述を得ることができない。

また、D社に係る閉鎖登記簿謄本により、同社は、昭和47年12月14日に解散し、49年5月*日に破産宣告同時廃止となっていることが確認できる上、申立期間②当時の役員は既に死亡しており、供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立期間②のうち、昭和46年10月28日から47年1月25日までの期間については、E社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の同社における船員保険被保険者記録が確認できるところ、当該期間中に年金番号が重複取消しされていること、及び同社での船員保険被保険者資格喪失日直後の同年1月27日に船員保険被保険者証が返納されていることが確認できるなど、記録に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間①及び②について、申立人が主張する申立事業所に係る勤務実態及び船員保険料等の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 10 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 6 月 10 日から、A社にB職として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 45 年 4 月 1 日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社で一緒に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚が、「私は、昭和 43 年頃から 45 年頃までの 2 年ほど、同社でB職として勤務していたが、申立人は、私と同じ時期に勤務していた。」旨供述している上、当時、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚が、当該同僚が同社で勤務していたことを記憶していることから、入社時期は特定できないものの、申立人が、申立期間において同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社でB職として勤務していたとする前述の同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる上、「当時の給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうか覚えておらず、当時の給与明細書も保管していない。」旨供述している。

また、申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、事業主の妻が、『B職は出入りが激しく、すぐに辞めそうな従業員については、入社してもすぐには社会保険に加入させない。』と言っていた。事業主の妻の判断次第で、従業員によって加入させる時期が異なっていた。」旨供述している上、別の同僚は、「同社は、従業員を積極的に厚生年金保険に加入させる会社ではなかった。従業員の中にも、厚生年金保険料が高いので加入しないという者がおり、従業員の全員が厚生年金保険に

加入していたわけではない。」旨供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先等が判明した10人の同僚に照会を行い、5人から回答を得たものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

加えて、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及びその妻も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。